

学校における文化芸術鑑賞・体験推進事業

令和7年度予算額
(前年度予算額)

5,580百万円
5,546百万円



現状・課題

〈平成29, 30年の学習指導要領改訂より〉
総則において、地域の博物館や美術館、劇場、音楽堂等の施設の活用を積極的に図り、鑑賞等の学習活動を充実することが示されている。
音楽では、児童生徒が地域の実態に応じて、学校内及び公共施設などの学校外における音楽活動のつながりを意識できるようにすることが記載され、図画工作、美術では、美術館や博物館等との連携についての記載の充実が図られている。

将来の文化芸術の担い手や観客育成

未来を担う子供たちに優れた文化芸術体験機会を提供することによって、豊かな人間性の涵養を図るとともに、将来の文化芸術の担い手や観客育成等に資する。

小学校・中学校・特別支援学校等を対象

各家庭において、経済的な格差や文化に対する意識の差等により生じた文化芸術体験格差の解消のため、国内の小学校・中学校・特別支援学校等を対象に実施する。

文化芸術体験

文化芸術団体による公演等が都市部に集中しないよう、過疎地や山村地域等にある学校に通う子供たちも等しく文化芸術体験を享受できるよう努める。

共生社会の実現

障害者芸術団体による学校公演、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演の提供を充実させることによって、共生社会の実現へ寄与する。

芸術教育の充実

芸術系教科等を担当する教員等に向けた研修の実施や、新たに芸術教育に関する実証事業を実施することで芸術教育の充実につなげる。

事業内容

① 学校巡回公演

- 国が一流の文化芸術団体を選定し、小学校・中学校・特別支援学校等の授業において実演芸術公演を実施。
- 山間、へき地、離島など、鑑賞機会に恵まれない地域に存する小学校・中学校・特別支援学校等において公演を実施。

② ユニバーサル公演

- 小学校、中学校、特別支援学校等の授業において、障害者芸術団体による公演提供や、障害のある子供たちや院内学級等の子供たちも鑑賞しやすい公演を体育館等で実施。表現の多様性や障害への理解を深めるための活動を支援。

③ 芸術家の派遣

- 日本芸術院会員含む個人又は少人数の芸術家が学校の体育館、講堂等で公演、講話、ワークショップ等を授業内で実施。
- 各都道府県教育委員会と地域のNPO法人等が連携し、学校と芸術家をコーディネートし、公演等を授業内で実施。
- 実績のある国内のクリエイターの学校派遣による対面や、ICT・オンラインを積極的に活用したマンガ等メディア芸術、映画等に関する授業を実証・実施。

④ 文化施設等活用公演

- 地域の美術館、音楽ホール等の文化施設を会場とし、アーティストやエデュケーター等が協力することにより、子供たちがより効果的に鑑賞・体験できる活動を授業内で実施。近隣の学校と連携した合同開催を可能とする。

⑤ コミュニケーション能力向上

- 芸術家による表現手法を用いた継続的なワークショップ等で、芸術家による実技披露に加え、児童・生徒が小集団で協働して、創作や話し合い等のプロセスを重視し、課題解決に取り組む活動を学校の教室等において授業内で実施。
- 地域のNPO法人等が学校と芸術家をコーディネートし、教室等で継続的なワークショップ等を授業内で実施。

「舞台芸術等総合支援事業」分
件数：1,876公演（予定）

件数：232公演（予定）【拡充】32公演増

件数：2,990公演（予定）

件数：110公演（予定）

件数：200公演（予定）

②～⑤の事業スキーム ※①は日本芸術文化振興会にて実施



芸術教育における芸術担当教員等研修

- 小・中・高等学校等において、芸術系大学等と連携し、芸術系教科等を担当する教員等向けに実演鑑賞なども含む実践的な研修を行うことで、教員の資質・能力の向上を図り、芸術教育の充実につなげる。

アウトプット（活動目標）

- 学校巡回公演 1,876公演
- ユニバーサル公演 250公演
- 芸術家の派遣 2,990公演
- 文化施設等活用 110公演
- コミュニケーション能力向上 200公演

短期アウトカム（成果目標）

1年間に、ホール・劇場、映画館、美術館・博物館などで文化芸術を直接鑑賞したこと
がない子供の割合（文化に関する世論調査）
→ 目標 30%

長期アウトカム（成果目標）

豊かな創造力・想像力を養うとともに、思考力やコミュニケーション能力など社会人としての素養を身につけることで、将来の芸術家や観客層を育成、優れた文化芸術の創造につなげる

担当：参事官（芸術文化担当） 付